

直近及び今後の健康診断等の改正状況について

1 リスクアセスメント対象物質に係る健康診断（令和6年4月1日施行）

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）では、リスクアセスメント対象物（安衛法施行令第18条各号に掲げる物及び安衛法第57条の2第1項に規定する通知対象物（※1））について、リスクアセスメントの実施を義務付けています。

リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して健康障害防止のため、以下の場合、医師または歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目（※2）について、健康診断（以下「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を実施しなければなりません。

- ・ リスクアセスメントの結果に基づき、事業者が、労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき（※3）。
- ・ 厚生労働大臣が定める濃度の基準（※4）を超えてリスクアセスメント対象物質にばく露したおそれがあるとき。

また、リスクアセスメント対象物健康診断を実施した場合、以下の事項を実施する必要があります。

- ① リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第24号の2）を作成し、5年間（がん原性物質の場合は30年間）保存すること。
- ② 異常所見があると診断された場合、リスクアセスメント対象物健康診断実施から3月以内に、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等から意見を聴くこと。また、聴取した意見についてリスクアセスメント対象物健康診断個人票に記載すること。
- ③ ②で聴取した意見を勘案して、必要があると認められるときは、当該労働者の実情に応じた適切な措置（※5）を講じること。
- ④ リスクアセスメント対象物健康診断の受診労働者に、当該結果を、遅滞なく通知すること。

（※1）国が行ったGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質で、順次追加予定となっています。現在のリスクアセスメント対象物は、右のQRコードでご確認ください。

（※2・4）今後示される予定です。（※3）判断方法は、今後示される予定です。

（※5）就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置のほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、衛生委員会又は安全衛生委員会への当該医師等の意見報告等。



2 歯科健康診断の結果報告 (令和4年10月1日施行)

安衛法では、有害な業務（※）に常時従事する労働者に対し、事業者は、歯科健康診断の実施を義務づけています。歯科健診を実施した場合、改正前は、常時使用する労働者が50名以上の事業場に対して、定期健康診断結果報告書（様式第6号）によって報告することになっていましたが、改正後の令和4年10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に対して、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書報告（様式第6号の2）による報告が義務付けられました。右のQRコードからダウンロードしてご利用ください。



（※）有害な業務とは、安衛法施行令第22条第3項に定められており、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務。

3 特殊健康診断の実施頻度の緩和 (令和5年4月1日施行)

安衛法では、有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛を取り扱う各種業務に常時する労働者に対して6月以内ごとに1回、定期的に、特殊健康診断を実施することを定めていますが、以下の基準を満たした場合には、事業者は、その実施頻度を1年以内ごとに1回に緩和できます。

この緩和は、本規定施行（令和5年4月1日）後の直近の健康診断実施日以降に、以下の基準を全て満たした時点で、事業者が労働者ごとに判断して実施することとなっています。特殊健康診断の実施頻度を緩和するか否かについては、労働基準監督署や労働局に対する届出は不要です。

- ①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと（四アルキル鉛を除く。）。
- ②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。

4 健康管理手帳の交付対象業務拡大 (令和5年1月18日施行)

健康管理手帳制度（※）は、がんその他の重度の健康障害を生じるおそれのある業務に従事していた労働者のうち、一定の要件を満たす者について、離職の際に又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で健康診断を実施する制度です。今回の改正で、三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン（通称「MOCA」という。）にさらされる業務が追加されました。

（※）制度の概要は、広島労働局健康安全課にお尋ねください。

申請書に、対象物質や対象作業が記載されています。右のQRコードからダウンロードできますので、ご確認ください。

